

防災訓練実施結果報告書

KA (D) - 23008

令和5年 4月20日

原子力規制委員会 殿

報告者

住所 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番5号

氏名 原子燃料工業株式会社

代表取締役社長 伊藤 義章

防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。

原子力事業所の名称及び場所	原子燃料工業株式会社 東海事業所 茨城県那珂郡東海村村松3135番地41	
防災訓練実施年月日	令和5年1月17日	令和4年7月11日～ 令和5年1月16日
防災訓練のために想定した 原子力災害の概要	震度6弱の大地震に伴う核燃料物質の漏えいにより、原子力災害対策特別措置法第15条の原子力緊急事態に至る原子力災害を想定。	別紙2のとおり。
防災訓練の項目	総合訓練	個別訓練
防災訓練の内容	(1) 避難誘導訓練 (2) 緊急対策本部活動訓練 (3) ERC対応訓練 (4) 通報訓練 (5) モニタリング訓練 (6) 応急措置（収束措置）訓練 (7) 救護訓練 (8) プレス対応訓練	(1) 通報訓練 (2) 救護訓練 (3) モニタリング訓練 (4) 避難誘導訓練 (5) 応急措置（収束措置）訓練 (6) プレス対応訓練 (7) ERC対応訓練 (8) 災害対策支援拠点の設営訓練
防災訓練の結果の概要	別紙1のとおり。	別紙2のとおり。
今後の原子力災害対策に向けた改善点	別紙1のとおり。	別紙2のとおり。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

防災訓練の結果の概要（総合訓練）

本防災訓練は、原子力事業者防災業務計画第 2 章第 7 節 1 項に基づき実施したものである。

1. 防災訓練の目的

原子力災害発生時に原子力防災組織があらかじめ定められた機能を発揮できるようにするため、原子力緊急事態を想定した防災訓練を実施し、事故対応能力の強化を図ることを目的として実施した。

なお、本訓練での訓練目的を達成するための主たる検証項目を以下のとおり設定し、評価者が用いる「原子力防災訓練評価シート」にこれらの検証項目を網羅し、達成度を評価した。

- ① 基本行動の確認（避難誘導、緊急対策本部活動、通報、モニタリング、応急措置、救護、プレス対応）
- ② 過酷事象への対応能力の確認（緊急時態勢の発令、施設設備の点検、建屋外へのウラン放出の影響評価、放射線モニタリング、汚染拡大防止措置、飛散したウラン粉末の捕集・除染作業等）
- ③ 緊急対策本部と原子力規制庁緊急時対応センター（以下、「E R C」と記す。）プラント班間の電話及びテレビ会議による情報共有の確認
- ④ 模擬記者会見によるメディア対応の確認

2. 実施日時及び対象施設

（1）実施日時

令和 5 年 1 月 1 7 日（火） 1 3 時 3 0 分～1 6 時 2 5 分

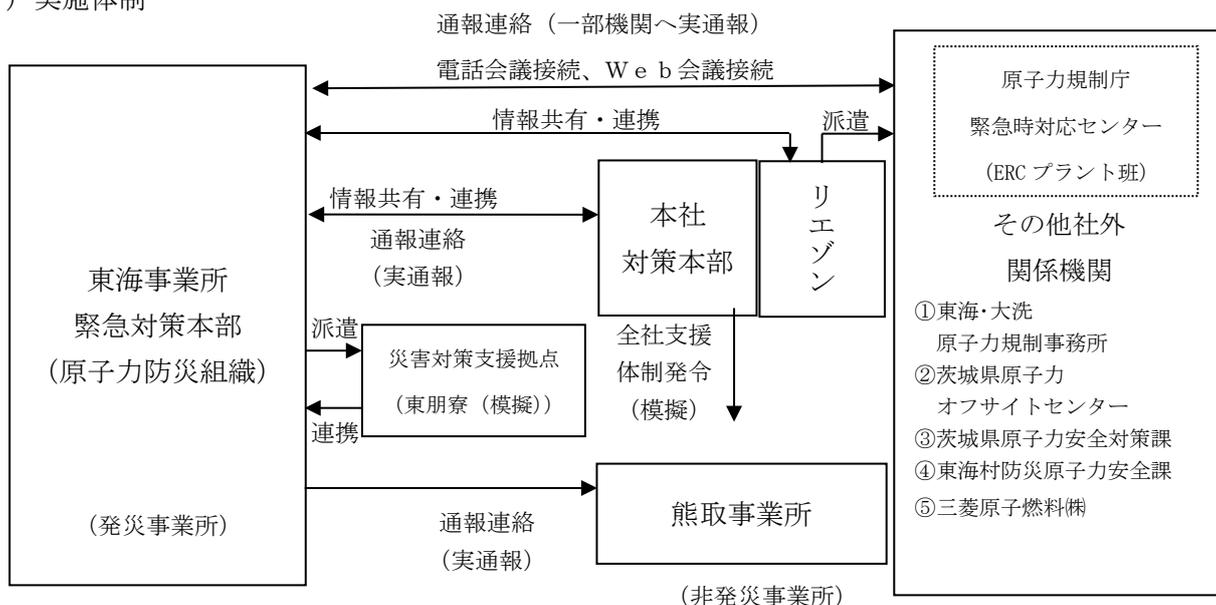
（2）対象施設

原子燃料工業株式会社 東海事業所

- ・安全管理棟（緊急対策本部及び警備員詰所）
- ・加工工場（発災想定建屋）

3. 実施体制、評価体制及び参加人数

(1) 実施体制



(2) 評価体制

熊取事業所から2名及び事業所内評価者3名の計5名体制とし、緊急対策本部及び加工工場（発災想定建屋）周辺を中心に配置し、訓練の達成目標を踏まえ、あらかじめ定めた「原子力防災訓練評価シート」に基づき評価を行った。また、熊取事業所の評価者に対しては、訓練終了後のビデオを視聴させ評価を実施した。

(3) 参加人数

参加人数：プレーヤ68名（コントローラ3名を含む）、リエゾン3名、
 協力会社員等25名（コントローラ5名を含む）
 参加率：113%（参加人数96名／訓練計画人数85名）
 評価者：5名

4. 実績概要

※シナリオ非提示型（一部開示）、訓練スキップ無

時刻	内容
13:30	・地震発生、東海村震度6弱 ・避難指示（所内一斉放送）
13:35	・緊急対策本部設置 ・負傷者なしを確認
13:38	・常磐道通行止め、一般道一部通行止め、東海村全域停電
13:39	・対策本部内は非常用発電機が起動し復電している事を確認

13 : 40	<ul style="list-style-type: none"> 原料貯蔵室VI 自動火災報知機発報 警備員、119 番（公設消防）へ通報 [模擬]
13 : 42	<ul style="list-style-type: none"> 原料貯蔵室VI 初期消火活動開始
13 : 45	<ul style="list-style-type: none"> 原料貯蔵室VI No.46 扉から煙が出ている、アセチレンガスボンベ 1 本、酸素ボンベ 1 本が外に出ている。（火災現場近くにあったガスボンベが過熱により爆発と推察）
13 : 46	<ul style="list-style-type: none"> F A X 送信【第 1 報】警戒事態該当事象発生連絡 原料貯蔵室VI No.46 扉開放、ウラン粉末飛散、分電盤付近から出火
13 : 48	<ul style="list-style-type: none"> 消火隊、消火活動に向かうが火災現場室内で爆発音がしたため、消火活動を停止
13 : 50	<ul style="list-style-type: none"> 所内放送 屋外作業員へ避難指示
13 : 54	<ul style="list-style-type: none"> 原料貯蔵室VI 扉開放で南側通路を超え粉末缶が飛び出し、蓋が開放、ウラン粉末飛散を確認、分電盤の火災について、煙は確認できるが炎は確認されていない
13 : 55	<ul style="list-style-type: none"> 原料貯蔵室VIの別扉（No.44 扉）付近にあった可燃性ガスボンベを安全な場所に移動
13 : 58	<ul style="list-style-type: none"> 屋外で点検を実施していた工務係員 2 名のサーベイ測定（結果異常なし）
14 : 06	<ul style="list-style-type: none"> 本部長よりモニタリング計画を策定、実施を指示
14 : 07	<ul style="list-style-type: none"> 非常用発電機は所内全てで運転中
14 : 08	<ul style="list-style-type: none"> 記者会見要員 3 名、県庁へ出発[模擬] 記者会見予定時間（15 時 50 分）
14 : 09	<ul style="list-style-type: none"> F A X 送信【第 2 報】警戒事態該当事象発生後の経過連絡
14 : 14	<ul style="list-style-type: none"> 地震後の設備点検について、原料貯蔵室VI以外全て異常なしを確認
14 : 35	<ul style="list-style-type: none"> 原料貯蔵室VI 消火隊による消火活動開始 可搬式ダストサンプラで空气中放射性物質濃度 $8 \times 10^{-5} \text{Bq/cm}^3$ を計測
14 : 38	<ul style="list-style-type: none"> 原子力防災管理者（本部長）SE05、GE05 を判断 F A X 送信【第 3 報】警戒事態該当事象発生後の経過連絡
14 : 40	<ul style="list-style-type: none"> O F C 派遣[模擬]
14 : 41	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策支援拠点の立ち上げ（4 名）[模擬] M N F に協定に基づく支援要請連絡 消火隊による消火活動終了、公設消防による鎮火確認は未完了
14 : 45	<ul style="list-style-type: none"> 記者会見要員、県庁に到着[模擬]
14 : 48	<ul style="list-style-type: none"> F A X 送信【第 4 報】原災法第 10 条通報
14 : 51	<ul style="list-style-type: none"> 汚染エリア $3 \times 8 \text{m}$ の範囲、表面汚染密度 4Bq/cm^2 以上
15 : 06	<ul style="list-style-type: none"> ウラン粉末回収開始

15 : 18	・ F A X送信【第 5 報】原災法第 25 条報告 応急措置の概要報告
15 : 20	・放射性物質の回収完了（ウラン 20 kgのうち、19 kgを回収） 残りの 1 kgについては、汚染範囲周辺の土を約 30 kg回収
15 : 30	・支援隊による作業中に負傷者発生、転倒により左肩負傷
15 : 31	・可搬式ダストサンプラによる空气中放射性物質濃度 $4.0 \times 10^{-10} \text{ Bq/cm}^3$ となり、通常レベルと判断
15 : 35	・負傷者の応急処置実施中 ・公設救急車は出動不可 [模擬]
15 : 37	・本部長が SE05 及び GE05 事象は収束したと判断
15 : 39	・負傷者の応急処置完了、保健室で待機中
15 : 44	・原料貯蔵室VI No.46 扉を補修し、閉止完了
15 : 47	・ F A X送信【第 6 報（最終報）】原災法第 25 条報告 応急措置の概要報告
16 : 00	・模擬記者会見開始
16 : 19	・第 6 報着信確認終了
16 : 25	・訓練終了（模擬記者会見終了）

5. 防災訓練の項目

総合訓練

6. 防災訓練の内容

- (1) 避難誘導訓練
- (2) 緊急対策本部活動訓練
- (3) E R C 対応訓練
- (4) 通報訓練
- (5) モニタリング訓練
- (6) 応急措置（収束措置）訓練
- (7) 救護訓練
- (8) プレス対応訓練

7. 防災訓練の結果及び評価

前項「6. 防災訓練の内容」に示す各訓練項目を実施し、訓練評価者による訓練評価の結果及び訓練終了後の反省会等により、計画した訓練に大きな問題はなく、原子力防災組織が有効に機能し、事故対応能力の強化が図れたことを確認した。ただし、いくつかの訓練項目においては、改善点が抽出された。

各訓練項目の結果及び評価は以下のとおり。

(1) 避難誘導訓練

[結果]

- a) 震度6弱の地震発生後、「事故対策基準」に基づき、原子力防災管理者の指示により業務管理部員は在所者に対し、放送設備を用いて一斉避難を指示し、指定避難場所へ退避させた。その後、全所員は指定避難場所において点呼用紙を使用し人員掌握をした。【①基本行動の確認（避難誘導）】
- b) 震度6弱の地震発生後、工務係は、「地震後の施設・設備点検」に基づき、建屋の健全性を確認した。【②過酷事象への対応能力の確認（施設設備の点検）】

[評価]

- a) 震度6弱地震発生後の避難指示放送後、目標の10分以内に対し5分で点呼を完了できたことから、避難誘導及び点呼の対応が定着しているものと評価する。
- b) 地震発生に伴い、緊急時活動に必要とする重要な建屋（緊急対策本部）の健全性について、避難指示放送後、目標の10分以内に対し3分で確認できた。その後、各建屋、設備について健全性を確認できたことから、地震後の施設・設備点検の対応が定着しているものと評価する。

(2) 緊急対策本部活動訓練

[結果]

- a) 原子力防災管理者は、「東海事業所防災組織」に基づき、震度6弱の地震発生後、避難・人員掌握を実施した後、防災組織要員を招集し緊急対策本部を設置した。【①基本行動の確認（緊急対策本部活動）】
- b) 各係長は、「東海事業所防災組織」に基づき、周知する重要な指示内容及び情報の種類についてリスト化（緊急対策本部内掲示）し、現場係員へ共有する情報に漏れが生じないように活動した。【①基本行動の確認（緊急対策本部活動）】
- c) 各係長は、「東海事業所防災組織」に基づき、原子力防災管理者の指示を受け情報の収集、分析及び共有を実施した。【①基本行動の確認（緊急対策本部活動）】
- d) 工務係は、「地震後の施設・設備点検」に基づき、停電に対し非常用発電機が手順のとおり稼働していることを確認した。【②過酷事象への対応能力の確認（施設設備の点検）】
- e) 原子力防災管理者は、放管係が提示した発災現場に設置した可搬式ダストサンブラの指示値をもとに「原子力事業者防災業務計画」に基づき、事象の進展に応じて、施設敷地緊急事態（SE）及び全面緊急事態（GE）を判断した。
【②過酷事象への対応能力の確認（緊急時態勢の発令、建屋外へのウラン放出の影響評価）】
- f) 技術係は、「原子力事業者防災業務計画」及び「防護措置立案要領」に基づき、事故収束に向けた応急復旧計画を立案し、原子力防災管理者がそれを承認し、当該計画

に沿って活動した。【①基本行動の確認（応急措置）】

[評価]

- a) 原子力防災管理者は、地震発生後、直ちに防災組織要員を招集し緊急対策本部を設置できたことから、緊急事態における対応が定着していると評価する。
- b) 各係長は、周知する重要な指示内容及び種類について、リスト化した情報を基に漏れなく連絡できたことから、情報共有が図れたものと評価する。
- c) 収集した情報は各係で定められた簡易メモを使用して時系列情報に整理し、所内ホームページに公開することで緊急対策本部内の情報共有が図れたものと評価する。
- d) 工務係は、停電に対し非常用発電機の稼働状態を原子力防災管理者へ報告できたことから、情報共有する仕組みが定着しているものと評価する。
- e) 原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態（S E）及び全面緊急事態（G E）を通報判断基準により遅滞なく判断し、E R Cを含めた関係機関に通報、所内全員に対しても情報共有ができたことから、緊急事態における対応が定着していると評価する。
- f) 技術係は、事故収束に向けた応急復旧計画を立案し、原子力防災管理者がそれを承認し、それに基づき各係は現場の活動を確実に実施できたことから、応急復旧計画の対応が定着しているものと評価する。

（3）E R C対応訓練

[結果]

- a) E R C対応者は、「E R C対応者マニュアル」に基づき、E R Cへ事故発生、事故収束活動等について報告した。【③緊急対策本部とE R Cプラント班間の電話及びテレビ会議による情報共有の確認】
- b) E R C対応者は、「E R C対応者マニュアル」に基づき、E R Cプラント班からの質問に対して漏れなく回答した。【③緊急対策本部とE R Cプラント班間の電話及びテレビ会議による情報共有の確認】
- c) E R C対応者（正）は、15条認定会議に出席し、当事象に対するE A Lの判断根拠について説明した。

[評価]

- a) ・E R C対応者（正・副）の2名を配置して役割分担（状況説明と要求（質問）事項対応）をしたこと、加えてその発話者への情報提供役として緊急対策本部内にE R C対応補助者（A・B）、また、E R C対応室に1名（補助者）を配置したことで、E R C対応者（正・副）は積極的にE R Cに対し情報提供することができた。ただし、E R C対応者（正）は、E R C対応補助者（A）を有効に活用することができず、E R Cプラント班への情報提供に遅れが生じた。

【要改善点1（9. No. 1）】

- ・E R C対応者(正)からの、モニタリング情報(トレンドグラフ、グリッドマップ等)、

推移状況等を踏まえた戦略と実施状況等の説明が足りなかった。

【要改善点1（9. No. 1）】

- b) E R C対応者は、E R Cプラント班からの質問に対し、適切に回答できたことを確認した。
- c) E R C対応者（正）は、15条認定会議において、収束見込や今後の対応等の説明をすることができなかった。【要改善点2（9. No. 2）】

（4）通報訓練

[結果]

- a) 情報第1係は、「原子力事業者防災業務計画」に基づき、震度6弱の地震の発生に伴い、指定様式により警戒事態（AL）に至っていることを関係機関へ連絡した。【①基本行動の確認（通報）】
- b) 情報第1係は、「原子力事業者防災業務計画」に基づき、施設敷地緊急事態（SE）及び全面緊急事態（GE）について、指定様式により関係機関へ通報した。また、事象の進展に応じて応急措置の概要を関係機関へ報告した。【①基本行動の確認（通報）】

[評価]

- a) 昨年は、警戒事態該当事象後FAX送信までに29分を要した。これを踏まえ、個別訓練により練度を高めた結果、16分と大きく改善した。所員全員が一斉避難し点呼・安否確認、さらに建屋の健全性確認後に通報連絡を行うため、目標とする所要時間15分を達成することはかなりの難易度であるが、引き続き練度を上げて迅速な通報連絡に努める。
- b) 施設敷地緊急事態（SE）及び全面緊急事態（GE）の通報は、目標の15分以内に完了することとし、施設敷地緊急事態（SE）及び全面緊急事態（GE）は10分で発信できたことから、通報連絡における対応が定着しているものと評価する。

（5）モニタリング訓練

[結果]

- a) 放管係は、「事故・異常事態発生時の環境放射線モニタリング」に基づき、モニタリングポスト及び気象観測データ等の値を用いて環境への放射線影響範囲の評価を実施した。【①基本行動の確認（モニタリング）】
- b) 放管係は、「事故・異常事態発生時の環境放射線モニタリング」に基づき、放射性物質漏えい地点及びその風下方向に可搬式ダストサンプラを配備し、空気中の放射性物質濃度の測定を実施した。また、表面汚染測定器等を使用して地表面の汚染の有無を確認した。【②過酷事象への対応能力の確認（放射線モニタリング）】

[評価]

- a) 放管係は、緊急対策本部で放射線に関する測定値を監視し、常時表示することで情報共有を行い、放射線影響範囲の評価ができたことから、モニタリングの対応が定着しているものと評価する。
- b) 放管係の現場におけるモニタリングの実施については、空気中の放射性物質濃度の測定、地表面の汚染の有無を確認できたことから、測定に係る操作が定着しているものと評価する。

(6) 応急措置（収束措置）訓練

[結果]

- a) 放管係は、「事故・異常事態発生時の環境放射線モニタリング」に基づき、当日の気象条件に基づく放射性物質の拡散予想及びモニタリング結果から汚染範囲を特定した。【②過酷事象への対応能力の確認（汚染拡大防止措置）】
- b) 除染係は、「ウラン飛散・漏えい時の処置」に基づき、ウラン回収及び除染作業を実施した。【②過酷事象への対応能力の確認（汚染拡大防止措置、飛散したウラン粉末の捕集・除染作業）】

[評価]

- a) 放管係は、当日の気象条件を考慮し、適切な人員を配置することで汚染範囲を特定できたことから、モニタリングの結果による評価が定着しているものと評価する。
- b) 除染係は、ウラン回収及び除染作業ができたことから、除染作業の対応が定着しているものと評価する。

(7) 救護訓練

[結果]

- a) 救出救護隊は、広域災害により救急車が出動できない状況下で、「救護・消火係の活動標準」に基づき、屋外で発生した負傷者1名の救護を実施した。【①基本行動の確認（救護）】
- b) 救出救護隊は、「非常時対応マニュアル」に基づき、緊急対策本部に対して負傷者の状況や応急処置等の内容を報告した。【①基本行動の確認（救護）】

[評価]

- a) 救出救護隊は、公設救急車が出動できない状態で、負傷者の応急処置を適切に行うことができ、事業所内での対応が定着しているものと評価する。
- b) 救出救護隊は、負傷者の容態を緊急対策本部へ適宜連絡できたことから、情報共有する仕組みが定着しているものと評価する。

(8) プレス対応訓練

[結果]

- a) 原子力防災管理者は、「支援組織の活動要領（総務広報系の活動）」に基づき、特定事象発生後にプレス対応者を選出し、記者会見会場（模擬）に派遣した。【①基本行動の確認（プレス対応）】
- b) 総務広報係は、プレス発表資料の作成、並びに事象の進展や事象収束に向けた活動内容等のプレス発表に当たり、「支援組織の活動要領（総務広報系の活動）」に基づき、必要となる情報について、プレス対応者に対して、適宜、情報共有を行った。【①基本行動の確認（プレス対応）】
- c) 「メディア対応マニュアル」及び「記者会見対応教育資料」に基づき、記者を前に、プレス発表資料により、口頭発表及び質疑応答による記者会見（模擬）を実施した。
【④模擬記者会見によるメディア対応の確認】

[評価]

- a) 原子力防災管理者は、特定事象発生後にプレス対応者を選出し、定刻までに記者会見場に派遣できたことから、外部への影響等を公表する対応が定着しているものと評価する。
- b) プレス対応者は、説明資料を先行的に準備し、記者からの質問に関しては補足の説明も含め丁寧な説明ができたことから、プレス対応の仕組みが定着しているものと評価する。
- c) 外部への影響評価、ウランの危険性、その他の質問等に関して、全て回答することができたことから、外部への影響等を公表する対応が定着しているものと評価する。

8. 前回訓練時の要改善点への取組結果

前回総合訓練（令和4年1月11日）における要改善点への取組結果は以下のとおり。

No.	前回の総合訓練において抽出した要改善点	取組状況
1	【緊急対策本部活動訓練】 緊急対策本部の各係長から現場係員へ共有する情報にバラツキがあった。	改善 各係長から現場係員へ周知する重要な指示内容及び情報の種類等についてリスト化（緊急対策本部内掲示）し、共有する情報に漏れがでないようにした。 結果 緊急対策本部内でリスト化したことにより、重要な指示内容及び情報を漏れなく連絡することができ、現場係員と情報共有が図れた。【完了】7. (2) b)

No.	前回の総合訓練において抽出した要改善点	取組状況
2	<p>【ERC対応訓練】</p> <p>ERC対応者は、ERCプラント班からの質問に対して適切に回答していない場面が存在した。</p>	<p>改善 ERCプラント班からの質問に対する注意事項について、まずは結論を述べること、次に理由等の説明を行うことをERC対応マニュアルに追加した。これらの内容について、ERC対応者へ教育・訓練を行い、個別訓練を通して練度を上げた。</p> <p>結果 ERCプラント班からの質問に対し、適切に回答することができた。【完了】7.(3) b)</p>
3	<p>【ERC対応訓練】</p> <p>緊急対策本部からの情報収集に時間がかかった。</p>	<p>改善 ERC対応者とERC対応補助者の情報共有の方法、役割をマニュアルに定めルール化し、迅速な情報提供ができる体制を構築した。これらの内容について、ERC対応者へ教育・訓練を行い、個別訓練を通して練度を上げた。</p> <p>結果 ERC対応者（副）とERC対応補助者（B）とは連携し、迅速に情報提供をすることができた。ただし、ERC対応者（正）は各係からの重要情報をERC対応補助者（A）を通してERCプラント班へタイムリーに提供する予定であったが、ERC対応補助者（A）を有効に活用することができず、ERCプラント班への情報提供が遅れた。【継続】【改善点 No. 1】</p>
4	<p>【ERC対応訓練】</p> <p>ERC対応者は、先読みした情報提供として放射線の変化に関する説明が遅れた。また、UPZを考慮した周辺施設や住民に対する影響を踏まえた説明ができなかった。</p>	<p>改善 モニタリング情報（必要に応じてトレンドグラフ）をCOPに定め、報告することを放管係のマニュアルに定めた。また、周辺住民への影響などについて収束対応戦略や対応状況を速やかに説明することを技術係のマニュアルに定めた。これらの内容について、ERC対応者へ教育・訓練を行い、個別訓練を通して練度を上げた。</p> <p>結果 ERC対応者（正）は各係からの重要情報をERC対応補助者（A）を通してERCプラント班へタイムリーに提供する予定であったが、ERC対応補助者（A）を有効に活用することができず、ERCプラント班への情報提供が遅れた。【継続】【改善点 No. 1】</p>
5	<p>【通報訓練】</p> <p>警戒事態該当事象連絡が遅れた。また、警戒事態該当事象の連絡及び特定事象発生 of 通報に遅れるリスクが生じる。</p>	<p>改善 警戒事態該当事象の連絡は、「直ちに連絡する」ことをマニュアルに定めルール化した。また、重要である警戒事態該当事象の連絡及び特定事象発生 of 通報については、1枚でFAXを送信し、送信票の運用をやめることをマニュアルに定めルール化した。</p> <p>結果 警戒事態該当事象の通報を直ちに連絡することができた。また、重要である警戒事態該当事象の連絡及び特定事象発生 of 通報については、マニュアルに定めた通りの運用でFAX送信することができた。【完了】7.(4) a)</p>

9. 今後の原子力災害対策に向けた要改善点

今回の総合訓練において抽出した要改善点は以下のとおり。

No.	今回の総合訓練において抽出した要改善点
1	<p>要改善点：モニタリング情報（トレンドグラフ、グリッドマップ等）、推移状況等を踏まえた戦略と実施状況の説明が足りなかった。</p> <p>原因：ERC対応者（正）は各係からの重要情報（トレンドグラフ等）をERC対応補助者（A）を通してERC対応室へタイムリーに提供する予定であったが、ERC対応補助者（A）は、ERC対応者（正）の活動状況を把握できず指示待ちになっていた。また、緊急対策本部からERC対応室への情報提供において、ERC対応補助者（A）はERC対応者（正）にあげるべき情報が明確でないため、一部の重要情報が提供できなかった。</p> <p>対策：ERC対応室で緊急対策本部の情報を適宜、適切に共有できるように、ERC対応室を緊急対策本部内に設置する等、レイアウト変更を検討する。また、ERC対応補助者（A）は緊急対策本部の各係長と連携し、タイムリーに重要情報を収集し、ERC対応室へ提供できるように、ERC対応室に提供する情報は、ERC対応補助者（A）に一元化する等、役割の明確化を図る。</p>
2	<p>要改善点：15条認定会議において、収束見込や今後の対応を説明することができなかった。</p> <p>原因：ERC対応マニュアルには、15条認定会議に説明する内容はマニュアル化されているが、ERC対応者の練度不足により説明に抜けが生じた。</p> <p>対策：15条認定会議において説明が不十分な際に対応できるように、認定会議にサポート者を配置する体制を構築する。</p>

10. 総括

「1. 防災訓練の目的」に示す主たる検証項目については、下記の結果から一部ERCプラント班への情報提供において課題が抽出されたが概ね達成できたと評価する。また、今回の訓練結果を基にPDCAを回すことにより、原子力事業者防災業務計画及び中期計画を見直し、防災体制の継続的な改善を図っていく。

- ① 基本行動の確認（避難誘導、緊急対策本部活動、通報、モニタリング、応急措置、救護、プレス対応）
 - ・原子力防災管理者の指示により全所員の安否確認後、緊急対策本部を立上げ、警戒事態（AL）施設敷地緊急事態（SE）及び全面緊急事態（GE）を遅滞なく判断し、通報、モニタリング、応急措置、救護、プレス対応等の指示を適確に行い、緊急事態の対応が確実に実施できた。
- ② 過酷事象への対応能力の確認（緊急時態勢の発令、施設設備の点検、建屋外へのウラン放出の影響評価、放射線モニタリング、汚染拡大防止措置、飛散したウラン粉末の捕集・除染作業等）
 - ・当日の気象観測データを踏まえ放射線影響範囲を評価し、飛散したウラン粉末の回収及び除染作業を行い、事象収束に向けた過酷事象への対応が確実に実施できた。
- ③ 緊急対策本部とERCプラント班間の電話及びテレビ会議による情報共有の確認
 - ・ERC対応者は書画によりCOPシートを使い積極的に説明をすることを行ったが、緊急対策本部内のERC対応補助者を有効に活用することができず、情報提供に一部遅れが生じた。また、モニタリング情報、推移状況等を踏まえた戦略と実施状況等の説明が足りなかった。
 - ・15条認定会議において、収束見込や今後の対応の説明ができなかった。
- ④ 模擬記者会見によるメディア対応の確認
 - ・プレス対応者は、外部への影響評価、ウランの危険性、その他の質問等に関しても分かりやすく適切に対応することができた。

以 上

防災訓練の結果の概要（個別訓練）

別紙 2

1. 防災訓練の目的

本訓練は、原子力事業者防災業務計画第 2 章第 7 節1項に基づき実施した個別訓練であり、各種個別手順に対する対応の習熟が目的である。

2. 訓練実績と今後の原子力災害対策に向けた要改善点

報告対象期間中に実施した個別訓練の結果と要改善点は以下のとおり。

訓練項目	訓練内容	対象者	実施日	参加人数	訓練結果/今後の原子力災害対策に向けた改善点
通報訓練	○通報連絡に関する事項（通報文書作成に関する注意事項、記入例、作成体制、FAX 様式の種類・送信先、記載すべき事項、添付する図表、コピー配付先、着信確認時の電話対応要領）についての教育・訓練。	情報第 1 係 情報第 2 係	令和 4 年 7 月 14 日 令和 5 年 1 月 10 日 ～ 令和 5 年 1 月 13 日	20 名 21 名	【結果】 ○通報文書作成時の注意点を理解し、通報連絡の手順及び機材の操作ができることを確認した。 【改善点】 ○特になし。
救護訓練	○救出や消火活動を想定しての空気呼吸器の装着訓練。 ○傷病者が汚染されている場合を想定して救急車内養生。 ○複数同時火災発生時の消火優先順位、初期消火時の編成確認及び消火栓を使用した放水訓練。	救護・消火係	令和 4 年 7 月 13 日 ～ 令和 4 年 7 月 20 日	24 名	【結果】 ○空気呼吸器の点検項目、手順及び消火活動装備の装着手順を確認した。 ○救急車内養生について消防署での合同訓練を行い手順と要点を全隊員で確認した。 ○消火栓の使用手順、放水時の隊員の配置、ホースの取り回し、合図の確認をした。 【改善点】 ○特になし。
	○救出や消火活動を想定しての空気呼吸器の装着訓練。 ○防災用テントの設営手順及び内部レイアウトの確認。 ○放射性物質漏えい時の初期消火対応の確認。	救護・消火係	令和 5 年 1 月 13 日	24 名	【結果】 ○空気呼吸器の点検項目、手順及び消火活動装備の装着手順を確認した。 ○防災用テントの設置手順、内部レイアウトについて確認した。 ○放射性物質漏えい時の手順及び必要装備について支援隊と連携の確認をした。 【改善点】 ○特になし。

防災訓練の結果の概要（個別訓練）

別紙2

訓練項目	訓練内容	対象者	実施日	参加人数	訓練結果／今後の原子力災害対策に向けた改善点
モニタリング訓練	○管理区域内における公設消防との消火活動を想定し、必要な資機材の使用方法や、人体サーベイの実施方法についての教育・訓練。	放管係	令和4年7月19日 ～ 令和4年7月21日	10名	【結果】○モニタリングに関する必要資機材の確認を行った。また、負傷者及び消防吏員に対する汚染検査が手順のとおり実施できることを確認した。 【改善点】○特になし。
	○核燃料物質の放出源や風向を踏まえたモニタリング作業の人員、装備、場所及び一時的な管理区域の設定に関する情報共有の方法についての教育・訓練。	放管係	令和5年1月11日 ～ 令和5年1月16日	10名	【結果】○核燃料物質の放出源や風向を踏まえたモニタリング情報や一時的な管理区域の設定について、グリッドマップを使用し緊急対策本部内及び現場作業場所で共有する手順について理解していることを確認した。 【改善点】○特になし。
避難誘導訓練	○消防隊員、救急隊員の到着時における車両の誘導及び必要な情報、防護具の提供についての教育・訓練。 ○緊急避難時のゲート開放手順及び屋外における一時的な管理区域設定時の誘導方法についての教育・訓練。	警備誘導係	令和4年7月11日 令和4年12月14日	5名 5名	【結果】○公設消防の車両に対する誘導方法並びに必要なとする情報及び必要な防護具について理解していることを確認した。 ○ゲートの手動操作及び一時的な管理区域における保護具の種類、人員配置と誘導方法について理解していることを確認した。 【改善点】○特になし。
応急措置（収束措置）訓練	○火災現場の情報を得て放水可否判断と戦略シートの作成方法の教育・訓練。 ○ウラン漏えい発生時のウラン放出量の算出、及び戦略シートの作成方法の教育・訓練。	技術係	令和4年7月14日 令和5年1月11日	11名 11名	【結果】○放水可否判断と戦略シート作成に係る能力が維持されていることを確認した。 ○通常経路外又は通常経路からのウラン漏えいを想定した事象進展予測、戦略シート作成、公衆被ばく量評価方法を確認した。 【改善点】○特になし。
	○ウラン飛散・漏えい時の処置についての教育・訓練。	除染係	令和4年7月13日 ～ 令和4年7月15日 令和5年1月6日 ～ 令和5年1月16日	5名 4名	【結果】○漏えいしたウラン回収の手順、全面マスク、タイベックスーツ着用方法を確認した。 【改善点】○特になし。

防災訓練の結果の概要（個別訓練）

別紙2

訓練項目	訓練内容	対象者	実施日	参加人数	訓練結果／今後の原子力災害対策に向けた改善点
応急措置（収束措置）訓練	○放射性物質漏えい時の対応についての教育・訓練。	工務係	令和5年1月11日	7名	【結果】○放射性物質漏えい防止のための目張り方法の確認を行った。また、雨天時でも屋外扉を容易に目張りできるように改善したことを確認した。 【改善点】○特になし。
プレス対応訓練	○記者会見対応として必要な力量を保持するための教育・訓練。	総務広報係	令和5年1月6日 ～ 令和5年1月10日	11名	【結果】○メディア対応マニュアル、記者会見問答集により内容の確認を行った。また、記者会見時に説明が想定される内容について協議した。 【改善点】○記者会見時に説明が想定される内容の不足情報について、記者会見問答集に追加していく。
ERC対応訓練	○ERC対応者として必要な力量を保持するための教育・訓練。 ・原子力事業者防災業務計画、ERC対応者マニュアルの学習 ・ERC対応者教育用ビデオ視聴 ・ERC対応者教育資料による講習 ・ERC対応者力量確認試験	副本部長	令和4年7月11日 令和5年1月10日 ～ 令和5年1月11日	1名 2名	【結果】○ERC対応者に必要な力量が習熟できたことを確認した。 【改善点】○ERC対応者の練度を上げるためには、繰り返し教育により力量の向上を図る。
災害対策支援拠点の設営訓練	○支援拠点までの資機材（FAX機、衛星携帯電話）運搬、支援拠点から緊急対策本部への通信確認。 ・FAXの送受信確認 ・衛星携帯電話の通話確認	調達係 情報第2係 除染係 放管係 警備誘導係	令和5年1月10日	5名	【結果】○資機材を支援拠点まで運搬し、FAXの送受信確認、衛星携帯電話の通話確認を行い、緊急対策本部への連絡が問題なくできることを確認した。 【改善点】○特になし。

以上